

(第5号様式)

16町市議第578号の2

2017年2月1日

公文書不存在決定通知書

町田市政を考える会・草の根
小林 美知 様

町田市議会議員 吉田 つとむ



2017年1月25日に請求されました下記公文書につきましては、存在いたしませんので、町田市情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定により、通知します。

請求の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input checked="" type="checkbox"/> すべて <input type="checkbox"/> 閲覧後必要部分のみ <input type="checkbox"/> 郵送希望)
公文書の件名	2012年、2013年、2014年、2015年度の町田市議会 政務活動費の各会派の会計帳簿 (資料一式)
不存在の理由	<p>町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第11条に、当該会計帳簿は、政務活動費の交付を受けた会派の代表者が備えることと規定されていますが、町田市議会議員長への提出義務については規定されていません。</p> <p>従って、実施機関である町田市議会としては、ご請求の公文書は保有していません。</p>
<p>1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市議会に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として (訴訟において町田市を代表する者は、町田市議会議員長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	
事務担当	総務部市政情報課

(第1号様式)

公文書公開請求書

2017 年 1 月 25 日

町田市議会議長 様

請求者

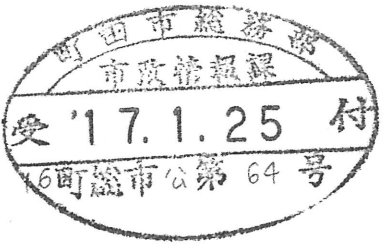
氏名 (代表者名) 小林 美知

住所 町田市小川町8-15-42-303
(所在地及び団体名) 町田市政務課公民館

電話番号 042-797-3604

連絡先

町田市情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

請求の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input checked="" type="checkbox"/> すべて <input type="checkbox"/> 閲覧後必要部分のみ <input type="checkbox"/> 郵送希望)		
公文書の件名又は内容	2012年、2013年、2014年、2015年度の 町田市議会 政務活動費の 各会計の会計帳簿 (資料一式)		
決定期限	'17.2.-8	主管課	議会事務局
市政情報課受付印 		主管課受付印	